

諮問番号 : 令和5年度諮問第3号(令和5年6月15日付け)

答申番号 : 令和5年度答申第4号(令和5年9月14日付け)

答 申

審査請求人〇〇が令和5年1月13日付けで提起した本件各審査請求について、審査庁岐阜県知事(以下「審査庁」という。)から諮問があったので、次のとおり答申する。

なお、この答申において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ定めるところによる。

- 1 法 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)をいう。
- 2 平成29年法律第4号 所得税法等の一部を改正する等の法律(平成29年法律第4号)をいう。
- 3 平成30年法律第44号 生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成30年法律第44号)をいう。
- 4 令和2年法律第40号 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和2年法律第40号)をいう。
- 5 令 児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)をいう。
- 6 令和2年政令第219号 雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和2年政令第219号)をいう。
- 7 令和2年政令第318号 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和2年政令第318号)をいう。
- 8 本件処分1 処分庁岐阜県知事による法第13条の2第2項の規定による児童扶養手当支給停止処分(令和〇年〇〇月〇〇日付け。平成29年8月から平成30年3月までの月分に係るもの)をいう。
- 9 本件処分2 処分庁岐阜県知事による法第13条の2第2項の規定による児童扶養手当支給停止処分(令和〇年〇〇月〇〇日付け。平成30年4月から平成31年3月までの月分に係るもの)をいう。
- 10 本件処分3 処分庁岐阜県知事による法第13条の2第2項の規定による児童扶養手当支給停止処分(令和〇年〇〇月〇〇日付け。平成31年4月から令和元

年10月までの月分に係るもの)をいう。

- 1 1 本件処分4 処分庁岐阜県知事による法第13条の2第2項の規定による児童扶養手当支給停止処分(令和〇年〇〇月〇〇日付け。令和元年11月から令和2年3月までの月分に係るもの)をいう。
- 1 2 本件処分5 処分庁岐阜県知事による法第13条の2第2項の規定による児童扶養手当支給停止処分(令和〇年〇〇月〇〇日付け。令和2年4月から10月までの月分に係るもの)をいう。
- 1 3 本件処分6 処分庁岐阜県知事による法第13条の2第2項の規定による児童扶養手当支給停止処分(令和〇年〇〇月〇〇日付け。令和2年11月から令和3年10月までの月分に係るもの)をいう。
- 1 4 本件処分7 処分庁岐阜県知事による法第13条の2第2項の規定による児童扶養手当支給停止処分(令和〇年〇〇月〇〇日付け。令和3年11月から令和4年3月までの月分に係るもの)をいう。
- 1 5 本件処分8 処分庁岐阜県知事による法第13条の2第2項の規定による児童扶養手当支給停止処分(令和〇年〇〇月〇〇日付け。同年4月から10月までの月分に係るもの)をいう。
- 1 6 本件各処分 本件処分1、本件処分2、本件処分3、本件処分4、本件処分5、本件処分6、本件処分7及び本件処分8をいう。
- 1 7 本件各審査請求 本件処分1に係る審査請求、本件処分2に係る審査請求、本件処分3に係る審査請求、本件処分4に係る審査請求、本件処分5に係る審査請求、本件処分6に係る審査請求、本件処分7に係る審査請求及び本件処分8に係る審査請求をいう。

第1 審査会の結論

本件各審査請求は棄却すべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

審査請求人は、児童扶養手当を受給していたところ、障害厚生年金の裁定を受け(障害等級〇級)、過去に遡って障害厚生年金を受給することとなった。このため、処分庁は、過去に遡って支給の制限に抵触する児童扶養手当の支給を停止する本件各処分を行った。

本件各審査請求は、審査請求人が本件各処分の取消しを求めて提起したものである。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、精神面で通院及び服薬をしており、また怪我をして就労することができないので本件各処分に係る児童扶養手当を返還することができないとして、本件各処分は取り消されるべきであると主張する。

第4 審理員意見書の要旨

審理員意見書には、本件各処分に違法又は不当な点はなく、本件各審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、本件各審査請求は棄却されるべきである旨記載されており、その理由はおおむね次のとおりである。

審査請求人について、公的年金給付等合算額（令第6条の5第1項（令和3年2月までの月分の児童扶養手当にあつては、令和2年政令第318号第1条の規定による改正前の令第6条の4第1項）に規定する公的年金給付等合算額をいう。以下同じ。）と、受給した児童扶養手当の額とを比較すると、平成29年8月から令和4年10月までの月分のすべてについて、公的年金給付等合算額が児童扶養手当の額以上となるから、児童扶養手当の額の全額が支給されないこととなる。よって、本件各処分に違法又は不当な点はない。

第5 審査庁の説明の要旨

当審査会に対する審査庁の説明の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 審理員による審理手続は適正であったこと。
- 2 審理員による事実認定及び法令解釈は、妥当であると考えられること。
- 3 よって、審理員の判断と同様、本件各審査請求は棄却するのが相当であること。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和5年 6月15日	諮問
令和5年 7月25日	審議（第16回第2部会）
令和5年 8月22日	審議（第17回第2部会）

第7 審査会の判断の理由

当審査会は、審理員意見書及び事件記録に基づき本件各審査請求について検討した結果、次のとおり判断する。

1 法の規定等

(1) 法

ア 法第3条は、用語の定義について、次のとおり規定している。

「第3条 略

2 この法律において「公的年金給付」とは、次の各号に掲げる給付をいう。

一 略

二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく年金たる給付（同法附則第28条に規定する共済組合が支給する年金たる給付を含む。）

三から十二まで 略

3 略

イ 法第9条は、児童扶養手当の支給の制限について、次のとおり規定している。

「第9条 手当は、受給資格者（第4条第1項第1号ロ又はニに該当し、かつ、母がない児童、同項第二号ロ又はニに該当し、かつ、父がない児童その他政令で定める児童の養育者を除く。以下この項において同じ。）の前年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは、政令の定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。

2 略

ウ 平成30年法律第44号第6条の規定による改正前の法第9条第1項は、次のとおり規定していた。なお、平成30年法律第44号第6条中法第9条第1項の改正規定は、平成30年10月1日から施行されたものである。また、この改正には、平成30年10月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限についてはなお従前の例によるものとする経過措置が設けられてい

た。

「第9条 手当は、受給資格者（第4条第1項第1号ロ又はニに該当し、かつ、母がない児童、同項第2号ロ又はニに該当し、かつ、父がない児童その他政令で定める児童の養育者を除く。以下この項において同じ。）の前年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは、政令の定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。」

エ 平成29年法律第4号附則第122条の規定による改正前の法第9条第1項は、次のとおり規定していた。なお、平成29年法律第4号附則第122条中法第9条第1項の改正規定は、平成30年1月1日から施行されたものである。また、この改正には、改正後の法第9条第1項の規定は、平成31年8月以後の月分の児童扶養手当の支給の制限について適用し、同年7月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例によるものとする経過措置が設けられていた。

「第9条 手当は、受給資格者（第4条第1項第1号ロ又はニに該当し、かつ、母がない児童、同項第2号ロ又はニに該当し、かつ、父がない児童その他政令で定める児童の養育者を除く。以下この項において同じ。）の前年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは、政令の定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。」

オ 法第9条の2は、児童扶養手当の支給の制限について、次のとおり規定している。

「第9条の2 手当は、受給資格者（前条第1項に規定する養育者に限る。以下この条において同じ。）の前年の所得が、その者の扶養親族等及び当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者

が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは、支給しない。」

カ 平成30年法律第44号第6条の規定による改正前の法第9条の2は、次のとおり規定していた。なお、平成30年法律第44号第6条中法第9条の2の改正規定は、平成30年10月1日から施行されたものである。また、この改正には、平成30年10月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限についてはなお従前の例によるものとする経過措置が設けられていた。

「第9条の2 手当は、受給資格者（前条第1項に規定する養育者に限る。以下この条において同じ。）の前年の所得が、その者の扶養親族等及び当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。」

キ 法第10条は、児童扶養手当の支給の制限について、次のとおり規定している。

「第10条 父又は母に対する手当は、その父若しくは母の配偶者の前年の所得又はその父若しくは母の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその父若しくは母と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは、支給しない。」

ク 平成30年法律第44号第6条の規定による改正前の法第10条は、次のとおり規定していた。なお、平成30年法律第44号第6条中法第10条の改正規定は、平成30年10月1日から施行されたものである。また、この改正には、平成30年10月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限についてはなお従前の例によるものとする経過措置が設けられていた。

「第10条 父又は母に対する手当は、その父若しくは母の配偶者の前年の所得又はその父若しくは母の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその父若しくは母と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の8月から翌

年の7月までは、支給しない。」

ケ 法第11条は、児童扶養手当の支給の制限について、次のとおり規定している。

「第11条 養育者に対する手当は、その養育者の配偶者の前年の所得又はその養育者の民法第877条第1項に定める扶養義務者でその養育者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは、支給しない。」

コ 平成30年法律第44号第6条の規定による改正前の法第11条は、次のとおり規定していた。なお、平成30年法律第44号第6条中法第11条の改正規定は、平成30年10月1日から施行されたものである。また、この改正には、平成30年10月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限についてはなお従前の例によるものとする経過措置が設けられていた。

「第11条 養育者に対する手当は、その養育者の配偶者の前年の所得又はその養育者の民法第877条第1項に定める扶養義務者でその養育者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。」

サ 法第13条の2は、児童扶養手当の支給の制限について、次のとおり規定している。

「第13条の2 手当は、母又は養育者に対する手当にあつては児童が第1号、第2号又は第4号のいずれかに該当するとき、父に対する手当にあつては児童が第1号、第3号又は第4号のいずれかに該当するときは、当該児童については、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。

一 父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けられることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

二 父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつており、

三 母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつており、

四 父又は母の死亡について労働基準法（昭和22年法律第49号）

の規定による遺族補償その他政令で定める法令によるこれに相当する給付（以下この条において「遺族補償等」という。）を受けることができる場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から6年を経過していないとき。

2 手当は、受給資格者が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。

一 国民年金法の規定に基づく障害基礎年金その他障害を支給事由とする政令で定める給付（次項において「障害基礎年金等」という。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けられるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

二 遺族補償等（父又は母の死亡について支給されるものに限る。）を受けられる場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から6年を経過していないとき。

3及び4 略

シ 令和2年法律第40号第14条の規定による改正前の法第13条の2第2項は、次のとおり規定していた。なお、令和2年法律第40号第14条は、令和3年3月1日から施行されたものである。また、この改正には、令和3年2月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限についてはなお従前の例によるものとする経過措置が設けられていた。

「2 手当は、受給資格者が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。

一 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けられるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

二 遺族補償等（父又は母の死亡について支給されるものに限る。）を受けられる場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から6年を経過していないとき。」

(2) 令

ア 令第6条の2は、法第13条の2第1項第4号に規定する政令で定める法令について、次のとおり規定している。

「第6条の2 法第13条の2第1項第4号に規定する政令で定める法令は、次のとおりとする。

- 一 国会職員法（昭和22年法律第85号）
- 二 船員法（昭和22年法律第100号）
- 三 災害救助法（昭和22年法律第118号）
- 四 労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律（昭和22年法律第167号）
- 五 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和27年法律第245号）
- 六 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和28年法律第33号）
- 七 証人等の被害についての給付に関する法律（昭和33年法律第109号）

イ 令第6条の4は、法第13条の2第2項第1号に規定する政令で定める給付について、次のとおり規定している。

「第6条の4 法第13条の2第2項第1号に規定する政令で定める給付は、次のとおりとする。

- 一 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第78条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第3条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定に基づく障害年金（障害の程度が同法別表第1に定める1級又は2級に該当する者に支給されるものに限る。）
- 二 恩給法（大正12年法律第48号）の規定（他の法律において準用する場合を含む。）に基づく増加恩給、傷病年金及び特例傷病恩給
- 三 雇用保険法等の一部を改正する法律附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成22年改正前船員保険法の規定に基づく障害年金
- 四 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）の規定に基づく障害年金

- 五 未帰還者留守家族等援護法（昭和28年法律第161号）の規定に基づく留守家族手当
- 六 労働者災害補償保険法の規定に基づく障害補償年金、傷病補償年金、複数事業労働者障害年金、複数事業労働者傷病年金、障害年金及び傷病年金
- 七 国家公務員災害補償法の規定（他の法律において準用する場合を含む。）に基づく傷病補償年金及び障害補償年金
- 八 地方公務員災害補償法の規定に基づく傷病補償年金及び障害補償年金並びに同法第69条第1項の規定に基づく条例の規定に基づく補償でこれらに相当するもの
- 九 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第4条第1項の規定に基づく条例の規定に基づく傷病補償年金及び障害補償年金
- 十 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。次号及び第12号において「平成24年一元化法」という。）附則第37条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）第1条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和33年法律第128号。以下この号及び第12号において「旧国共済法」という。）の規定に基づく障害年金（障害の程度が旧国共済法別表第3に定める1級又は2級に該当する者に支給されるものに限る。）
- 十一 平成24年一元化法附則第61条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号）第1条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定に基づく障害年金（障害の程度が同法別表第3に定める1級又は2級に該当する者に支給されるものに限る。）
- 十二 平成24年一元化法附則第79条の規定によりなおその効力を有するものとされた私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第106号）第1条の規定によ

る改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和28年法律第245号）の規定に基づく障害年金（障害の程度が同法第25条第1項において準用する旧国共済法別表第3に定める1級又は2級に該当する者に支給されるものに限る。）

十三 国会議員互助年金法を廃止する法律（平成18年法律第1号）附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法（昭和33年法律第70号）第2条第1項の互助年金のうち公務傷病年金及び国会議員互助年金法を廃止する法律附則第11条第1項の公務傷病年金

十四 執行官法の一部を改正する法律（平成19年法律第18号）による改正前の執行官法（昭和41年法律第111号）附則第13条の規定に基づく年金たる給付のうち増加恩給

ウ 令和2年政令第318号第1条の規定による改正前の令第6条の4は、次のとおり規定していた。なお、令和2年政令第318号は、令和3年3月1日から施行されたものである。

「第6条の4 法第13条の2第2項の規定による手当の支給の制限は、月を単位として、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、公的年金給付等合算額（同項第1号に規定する公的年金給付の額及び同項第2号に規定する遺族補償等の額を合算して得た額をいう。以下この項において同じ。）が当該各号に定める額未満であるときは手当のうち公的年金給付等合算額に相当する部分について、公的年金給付等合算額が第1号に定める額以上であるときは手当のうち同号に定める額について、公的年金給付等合算額が第2号に定める額以上であるときは手当の全部について、行うものとする。

一 法第9条第1項又は第13条の2第1項の規定により手当の一部を支給しないこととされる受給資格者（法第9条第1項、第9条の2から第11条まで又は第13条の2第1項の規定の適用により手当の全部を支給しないこととされる受給資格者を除く。） 手当（法第9条第1項又は第13条の2第1項の規定の適用によりその一部を支給しないこととされる部分を除く。）の額

二 法第9条第1項、第9条の2から第11条まで又は第13条

の2第1項の規定の適用により手当の全部を支給しないこととされる受給資格者及び前号に掲げる受給資格者以外の受給資格者 手当の額

2 前項に規定する公的年金給付等合算額は、次の各号の規定によつて計算する。

一及び二 略

三 法第13条の2第2項第1号に規定する公的年金給付の額が年を単位として定められているときは、当該公的年金給付の額を12で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）による。

四から六まで 略

七 前各号の規定によつて計算した額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。」

エ 令和2年政令第219号第6条の規定による改正前の令第6条の4第2項は、次のとおり規定していた。なお、令和2年政令第219号第6条は、令和2年9月1日から施行されたものである。

「2 前項に規定する公的年金給付等合算額は、次の各号の規定によつて計算する。

一及び二 略

三 法第13条の2第2項第1号に規定する公的年金給付の額が年を単位として定められているときは、当該公的年金給付の額を12で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）による。

四から六まで 略

七 前各号の規定によつて計算した額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。」

オ 令第6条の5は、法第13条の2第2項の規定による児童扶養手当の支給の制限について、次のとおり規定している。

「第6条の5 法第13条の2第2項の規定による手当の支給の制限は、月を単位として、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、公的年金給付等合算額（同項第1号に規定する公的年金給付の額及び同

項第2号に規定する遺族補償等の額を合算して得た額をいう。以下この項において同じ。)が当該各号に定める額未満であるときは手当のうち公的年金給付等合算額に相当する部分について、公的年金給付等合算額が第1号に定める額以上であるときは手当のうち同号に定める額について、公的年金給付等合算額が第2号に定める額以上であるときは手当の全部について、行うものとする。

一 法第9条第1項又は第13条の2第1項の規定の適用により手当の一部を支給しないこととされる受給資格者(法第9条第1項、第9条の2から第11条まで又は第13条の2第1項の規定の適用により手当の全部を支給しないこととされる受給資格者を除く。) 手当(法第9条第1項又は第13条の2第1項の規定の適用によりその一部を支給しないこととされる部分を除く。)の額

二 法第9条第1項、第9条の2から第11条まで又は第13条の2第1項の規定の適用により手当の全部を支給しないこととされる受給資格者及び前号に掲げる受給資格者以外の受給資格者 手当の額

2 前項に規定する公的年金給付等合算額は、次の各号の規定によつて計算する。

一及び二 略

三 法第13条の2第2項第1号に規定する公的年金給付の額が年を単位として定められているときは、当該公的年金給付の額を12で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額)による。

四から七まで 略

八 前各号の規定によつて計算した額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。」

(3) 児童扶養手当法施行規則

児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51号)第4条は、現況の届出について、次のとおり規定している。

「第4条 受給者は、児童扶養手当現況届(様式第6号)に第1条第7号(へを除く。)及び第8号(ニを除く。)並びに次の各号に掲げ

る書類等を添えて、毎年（前条の規定による届出をした者にあつては、当該届出をした年を除く。）8月1日から同月31日までの間に、これを手当の支給機関に提出しなければならない。ただし、対象児童の父又は母が第3号の2イに該当する場合であつて、既に同号イに掲げる書類を提出しているときは、当該書類については、この限りでない。

一から七まで 略

」

2 本件各処分について

児童扶養手当は、受給資格者が一定の公的年金給付を受けることができる場合などには、法第13条の2第2項（令和3年2月までの月分の児童扶養手当にあつては、令和2年法律第40号第14条の規定による改正前の同項）の規定により支給が制限される。すなわち、法第9条第1項（平成30年10月までの月分の児童扶養手当にあつては平成30年法律第44号第6条の規定による改正前の同項、同年11月から令和元年7月までの月分の児童扶養手当にあつては平成29年法律第4号附則第122条の規定による改正前の同項）、第9条の2から第11条まで（平成30年10月までの月分の児童扶養手当にあつては、平成30年法律第44号第6条の規定による改正前の法第9条の2から第11条まで）又は第13条の2第1項の規定の適用により児童扶養手当の全部を支給しないこととされる受給資格者を除けば、公的年金給付等合算額と児童扶養手当（法第9条第1項（平成30年10月までの月分の児童扶養手当にあつては平成30年法律第44号第6条の規定による改正前の同項、同年11月から令和元年7月までの月分の児童扶養手当にあつては平成29年法律第4号附則第122条の規定による改正前の同項）又は第13条の2第1項の規定の適用により児童扶養手当の一部を支給しないこととされる場合にあつては、その支給しないこととされる部分を除く。以下同じ。）の額を比較し、公的年金給付等合算額が児童扶養手当の額未満であるときは公的年金給付等合算額に相当する額が、公的年金給付等合算額が児童扶養手当の額以上である場合は児童扶養手当の額の全額が支給されないこととなる。

これを本件について見ると、公的年金給付等合算額は、審査請求人が受給した障害厚生年金の額に基づき令第6条の5第2項（令和2年8月までの月分の児童扶養手当にあつては令和2年政令第219号第6条の規定による改正前の令第6条の4第2項、同年9月から令和3年2月までの月分の児童扶養手当にあつては令和2年政令第318号第1条の規定による改正前の同項）の規定により計算す

ると、別表（略）「障害厚生年金（月額）」欄のとおりとなる。また、児童扶養手当の額は、別表（略）「児童扶養手当」欄中「支給額」欄のとおりである。そうすると、平成29年8月から令和4年10月までの月分のすべてについて、公的年金給付等合算額が児童扶養手当の額以上となるから、児童扶養手当の額の全額が支給されないこととなる。

したがって、処分庁が本件各処分により支給済みの平成29年8月から令和4年10月までの月分の児童扶養手当の支給を停止したことに違法又は不当な点はない。

3 結論

以上のとおり、当審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈を含めた審査庁の判断の妥当性を審査した結果、審理手続、事実認定並びに法令の解釈及び適用のいずれについても適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 付言

当審査会の結論及びその理由は上記のとおりであるが、この際、次の点を付言しておきたい。

本件の本質は、支給停止処分ではなく、既に受給した手当の返還の問題である。そして、なぜそのような問題が生じるかと言えば、児童扶養手当と公的年金給付という2つの制度があり、公的年金給付について過去に遡及して受給が認められた場合に、両制度間での調整措置がなく制度的に二重払いが生じてしまうからである。

児童扶養手当の返還については、返還についての理解が得られないことがあるなど、地方自治体はその返還債権の管理が負担となっており、苦慮している。このため、平成29年の地方分権改革に関する提案募集において、児童扶養手当受給者に公的年金給付を過去に遡って給付する場合には、公的年金給付の支給額から児童扶養手当返還額を差し引いた額を受給者へ支給できるようにする旨の提案が地方側からなされたところである。

この提案に対する国の回答としては、「年金受給権は相殺が禁止されている」「年金受給者のうち約0.26%程度を占める児童扶養手当受給者を特定するために、年金請求者全員に負担をかけることになるため対応困難である」などとして、マイナンバーを活用した情報連携により地方自治体の照会業務の軽減を図る、チラシによる周知を図るなどとしている。しかし、制度の変更か運用の改善か、どちらの方法にせよ、この提案に対する十分な対応がなされない限りは、今後も

本件と同様の事案が生じることとなる。

当審査会としては、国においてこの提案について更なる対応をされることを強く要望するものである。

(答申を行った部会の名称及び委員の氏名)

岐阜県行政不服審査会 第2部会

部会長 岩田尚之、委員 池田紀子、委員 三谷晋